

**高齢者保健福祉計画・介護保険  
事業計画(案)への意見募集**

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)」について、市民の皆さんのご意見を募集します。

なお、同計画(案)は本庁・高齢者支援課または牛深支所・市民福祉課、その他の支所・総務市民課のほか、市のホームページでも見ることができます。

▼**募集期間** 12月1日(水)から平成24年1月4日(木)まで。

▼**提出方法** ①ご意見をまとめたもの(様式は自由)に、住所・氏名を記入し、本庁・高齢者支援課へ提出(持参の場合は土・日曜日、祝日、年末年始を除く)してください。また、ご意見が案のどの部分に対するものか、を明記してください。

なお、電話や口頭によるご意見は受け付けません。

▼**郵送・持参** 〒863-186 31市内東浜町8-1(郵送の場合は住所記載不要)

天草市役所・高齢者支援課  
[FAX] 0155

**〔電子メール〕**

kaigo@city.amakusa.lg.jp

※詳細は本庁・高齢者支援課 介護給付係(内線1192)へお尋ねください。

**子ども手当の制度移行に伴う申請について**

10月からの子ども手当の受給にあたっては、これまで受給していた人も含め、支給要件に該当するすべての人の申請が必要です。

まだ申請が済んでいない人は、本庁・子育て支援課または牛深支所・市民福祉課、その他支所・総務市民課で受け付けを行っていますので、必要書類を持参のうえ早めに申請してください。

※平成24年3月30日(金)までに申請がない場合は、10月までさかのぼった支給が受けられなくなりますのでご注意ください。

▼**受付期間** 11月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで(祝日、年末年始を除く)。

※詳細は本庁・子育て支援課 子ども福祉係(内線117

5)へお尋ねください。

**選挙人名簿を縦覧できます**

12月1日現在で、新たに選挙人名簿に登録した人の名簿を縦覧できます。

なお、この名簿の登録に異議がある人は、縦覧期間内に本庁・選挙管理委員会事務局へ申し出ることができます。

▼**対象** ①次のいずれにも該当する人  
①12月1日現在で満20歳以上の人  
②9月1日までに本市で住民票が作成された人で、引き続き市内に住所がある人。

▼**縦覧期間** 12月3日(土)から同7日(水)まで。

▼**縦覧場所** 本庁・選挙管理委員会事務局。

※詳細は本庁・選挙管理委員会事務局(内線1162)へお尋ねください。

**排水設備工事責任技術者の登録申請を受け付ける**

排水設備工事責任技術者の登録申請を受け付けます。

▼**資格** ①試験合格者または更新講習受講者で欠格事由に

該当していないこと。

▼**受付期間** 12月1日(水)から同20日(木)まで。

▼**申請方法** ①本庁・下水道課(本渡浄化センター内)に備え付けの申請書に、必要事項を記入し関係書類を添えて、〒863-10013 市内今釜新町3543 天草市役所・下水道課へ郵送または持参してください(持参の場合は、月曜から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで)。申請書は市のホームページからも取得できます。

※詳細は本庁・下水道課施設管理係(本渡浄化センター内) ☎03498へお尋ねください。

**償却資産申告の準備を!**

償却資産とは土地・家屋以外の事業用の資産のことで、その減価償却費(額)は所得税法または法人税法による所得の計算上、必要経費または損金に算入されるものです。償却資産を持っている人は、1月1日現在の償却資産

の状況を毎年1月31日まで

に、償却資産が所在する市町村に申告しなければなりません。申告に備えて、資産の名称や数量、取得年月、取得金額、耐用年数などを早めに整理しておいてください。

また、申告するときは、法人は固定資産台帳や法人税申告書などをもとに、個人は所得税の申告(確定申告)における減価償却明細や固定資産を管理している帳簿などをもとに、それぞれ申告してください。

なお、対象者には申告書類を12月中旬に送付します。

新たに申告が必要となる人で、申告書がない場合は送付しますので、本庁・固定資産税課へご連絡ください。

※詳細は本庁・固定資産税課 固定資産税係(内線1152)へお尋ねください。

**既設の「冷蔵倉庫」用建物の評価額計算方法が変わります**

固定資産評価基準の改正により、これまで一般倉庫と同じ計算方法で評価額を算出してきた「冷蔵(低温)倉庫」

用建物については、平成24年度から評価額が早く減少する新しい計算方法で算出することになります。

▼**対象の要件** ①鉄筋コンクリート造や鉄骨造など、木造以外の倉庫用建物である

●冷蔵設備によって倉庫内の保管温度が常に10度以下に保たれている●1棟の建物内に事務所や工場など冷蔵倉庫以外で使用している部分がある場合、「冷蔵倉庫」部分が床面積の50%以上となっている。

※業務用冷蔵庫などを設置しているだけの一般倉庫は、該当しません。

※すべての要件を満たしていても、建築後一定の年数が経過した倉庫の評価額は変わりません。

該当する倉庫用建物については、事前に現地調査を行いますので、所有している人は本庁・固定資産税課へご連絡ください。

※詳細は本庁・固定資産税課 固定資産税係(内線1152)へお尋ねください。

**浄化槽をご利用の皆さんへ**

**＝浄化槽は維持管理が大切！＝**

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置ですので、微生物が活動しやすい環境を保つように維持・管理を行うことが大切です。

浄化槽の維持・管理は、①保守点検②清掃③法定検査に分かれますが、浄化槽法ではそれぞれを定期的実施することが義務付けられています。

**①保守点検**

浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているかを点検し、装置や機械の調整・修理、消毒剤の補給などを行います。

**②清掃**

清掃は、浄化槽内に溜まった汚泥等を抜き取り、機械類の洗浄などを行います。

**③法定検査**

法定検査は、浄化槽が適正に維持・管理されているか、放流された処理水が法令に基づく水質基準を満たしているかを検査するものです。

浄化槽の使用開始後3～8カ月の間と、その後は1年に1回、県知事が指定した検査機関(公益社団法人・熊本県浄化槽協会)の実施する法定検査を受けてください。

※法定検査を受けていない人に対しては、県から受検のお願い文書を送付します。

【問い合わせ先】天草保健所・衛生環境課 ☎0172

**子育てを学び合う講座**

**参加者募集!**

市と子育てネットワークわ・わ・わ(話・和・輪)では、乳幼児を持つ親どうしが悩みや関心ごとを話し合うことで、子育てを学び合う講座「完璧な親なんていない」ノーバディズパーフェクトプログラム(NP)の参加者を募集します。

参加料は無料で、講座の実施中は託児も行います。

●**対象** = 就学前までの子どもを持つ母親で、全講座に参加できる人。

●**とき** = 平成24年1月20日(金)から同年3月9日(金)までの毎週金曜日、時間は午前10

時から正午まで(全8回)。

●**ところ** = 本渡北公民館(今釜町)。

●**定員** = 12人(応募者多数の場合は抽選)。

●**申込方法** = 12月27日(木・日曜日を除く)午前10時から午後5時まで、電話でわくわく本渡児童館へお申し込みください。



【問い合わせ先】わくわく本渡児童館 ☎0909